## (免責補償)

第1条 当社は、レンタカーについて締結された損害保険契約および当社の定める補償制度により、借受人が負担した第 2 条の損害賠償責任を次の限度内においててん補するものとします。

(1) 対人補償 1名限度額 無制限

(自動車損害賠償責任保険を含む。)

(2) 対物補償 1 事故限度額 3,000 万円

(免責額 5万円)

(3) 車輌補償 1 事故限度額 時価額

(免責額 マイクロバス 10万円 その他 5万円)

(4) 搭乗者補償 1 事故限度額 3,000 万円

- 2 前項に定める補償限度額を超える損害については、借受人の負担とします。
- 3 当社が第1項の対人補償限度額を超えて借受人の負担すべき損害額を支払ったときは、借受人は、ただちにその超過額を当社に弁済するものとします。

## (賠償責任)

第2条 借受人は、レンタカーを使用して第三者または当社に損害を与えた場合には、その損害を賠償する責任を負うものとします。ただし、借受人の責めに帰さない事由による場合を除きます。

## (不可抗力事由による免責)

- 第3条 当社は、天災その他の不可抗力の事由により、借受人が借受期間内にレンタカーを返還することができなくなった場合には、これにより生ずる損害について借受人の責任を問わないものとします。 借受人は、この場合、直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとします。
  - 2 借受人は、天災その他の不可抗力の事由により、当社がレンタカーの貸渡 しまたは代替レンタカーの提供をすることができなくなった場合には、こ れにより生ずる損害について当社の責任を問わないものとします。 当社は、この場合、直ちに借受人に連絡するものとします。